

## 第17回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年4月4日(水) 14:00～17:00

2. 開催場所：日本電気協会 4C会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：濱名(東京電力), 坂元(関西電力), 名原(中国電力), 佐野(日本原電),  
浦野(日本原子力技術協会), 鎌田(四国電力), 田中(東京電力), 市川  
(電源開発), 井川(中部電力) (計9名)

代理出席者：佐久間(東北電力・飯塚), 水口(九州電力・藤井), 長谷川(北海道電  
力・尾形), 間嶋(北陸電力・布谷) (計4名)

オブザーバ：後藤(原子力安全・保安院) (計1名)

事務局：大東(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料 17-1 運転管理検討会委員名簿

資料 17-2 第16回運転管理検討会 議事録(案)

資料 17-3 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(案)

資料 17-4 「「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」へのコメント」についての  
検討結果(案)

資料 17-5 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(JEAC4804-200X)」策定にお  
ける検討事項について(案)

資料 17-6 運転管理検討会における主な論点と検討結果(案)

参考資料 1 第11回運転・保守分科会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数13名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて13名で検討会決議に  
必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

上記, 代理出席者4名およびオブザーバ1名の会議参加並びにオブザーバからの意見  
陳述について, 検討会主査から承認された。

(3) 前回議事録(案)の承認および第11回運転・保守分科会議事録(案)の紹介

事務局より, 資料17-2に基づき, 前回の検討会議事録(案)が紹介され, 承認され  
た。また, 参考資料1に基づき, 第11回運転・保守分科会議事録(案)が紹介された。

(4) 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 制定案および運転責任者の判定に係る  
規程(案)に対する意見への対応案検討

田中委員より, 資料17-3～6に基づき, 説明があった。主に資料17-6 運転管理検討  
会における主な論点と検討結果(案)に基づいて説明が行われ, 関連箇所をその他の資

料にて確認しながら議論を行った。議論を継続すべきものについては、本日の議論を踏まえて、論点整理を行った上で、次回の検討会にて再検討することとなった。

主なコメントは、以下のとおり。

(判定に関する委員会関係)

1) 合格証の発行者は誰になるのか。

原技協の理事長の予定である。

2) その場合、判定組織図は、認証委員会の権限及び範囲として理事長までを含んでいなければいけないのではないか。

修正を行う。

3) 透明性の観点から原技協が管理主体となるは好ましくなく、管理主体は組織外の委員も含んだ委員会組織とするべきではないか。

原技協が管理主体となっても問題ないことがわかるような説明資料を作成する。

(ABWRのライセンスを分けるかどうか)

4) ABWRに限らず、プラント間では多少の差があり、これらの差がライセンスに関する知識、技能とは関係ないことを具体的に示して欲しい。

動作原理や運転の方法が違う訳ではないので、ライセンスを分ける必要はない。

コメントの趣旨を反映した記載に見直しを行う。

5) 制御装置がデジタルパネル化されるものについての扱いはどうなるのか。

マンマシン・インターフェイスや炉型の違いがあっても、ライセンスに関する知識、技能とは関係ない。

(実技試験委員の要件)

6) 要件の部分に、公平性、公正性、独立性の観点から問題ないことを明記すべきではないか。

修正を行う。

(JIS17024へ準拠)

7) 判定機関の要件については、PDの規格と整合をとるべきではないか。

判定規程(JEAC4804)は、JISQ17024を参照して策定してきたが、当初からPDの規格とは整合を考慮しておらず、整合をとるのであれば記載内容についての議論が必要となる。判定規程の判定機関の要件の表現を工夫することとする。

(自社シミュレータでの実技試験の可否)

8) 実技試験の実施場所は記載しないのか。

試験委員は別におり、出題や評価が客観的であれば、自社シミュレータによる試験でも公平性を確保できる旨を記載する。

(更新の教育・訓練の水準)

9) 「実技試験に関連した・・・」という記載では、水準を下げても良いように解釈できてしまうのではないか。

判定規程附属書Eの「・・・関連した・・・」という表現の見直しを行う。

( 利害関係者との契約 )

10) 判定機関が実技試験を受験者が所属する電力に委託して、その結果で判定を行うようなケースは好ましくない旨を記載すべきである。

判定規程の解説を例示に記載する。

( 保安規定の Q M S との関係 )

11) 判定業務に関する社内マニュアル等と保安規定の品質保証との関係を記載できないか。今後、新制度になった時、どのような体系になるか、あるいは、するか、議論が必要ではないか。

今後の検討課題とする。

( 試験問題の変遷 )

12) 事業者による判定になって以降でよいので、事項故障等の運転経験などが試験に反映されてきていることを示して欲しい。

具体例などを記載する。

( 5 ) その他

1) 次回運転管理検討会は、5月14日(月)pmとした。

以上